

かい ぎ ろく  
会 議 録

へいせい ねんど だい かい  
平成29年度 第2回

おおたくしやう しゃさべつかいしやうしえんちいききやうぎ かい  
大田区障がい者差別解消支援地域協議会

へいせい ねん がつ にち  
平成30年1月17日

おお た く  
大 田 区

## 1 開会

(石渡会長) 皆さん、おはようございます。

今日は第2回の大田区障がい者差別解消支援地域協議会ということになります。会長の石渡です。どうぞよろしく願いいたします。

今日から当事者の三人の委員の方が加わってくださっています。宮澤さん、吉田さん、恵美さん、どうぞよろしく願いいたします。

やはり差別解消に当たっては、当事者の方たちが、本当に率直な思いを語ってくださることがとても大事だと思っていますので、今日からまた新しい展開ができたかと思っております。どうぞ委員の皆様、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、次に、中原福祉部長にご挨拶をいただきます。

(福祉部長) 皆様、おはようございます。お寒い中、第2回の障がい者差別解消支援地域協議会にご出席いただきましてありがとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

この会議ですけれども、昨年2月に初めて開催いたしました、3回目の開催ということになります。先ほど会長からもお話がありましたけれども、本日の会議から障がい当事者の方も新たな委員に加えてということになります。

障害者差別解消法ですけれども、昨年8月に内閣府が実施した調査によりますと、この差別解消法を約77%の方が知らないということ。また、区が推進プラン策定のために実施した調査によれば、66%の障がい当事者の方が知らないという結果が出ております。障がいがあってもなくても、知らない方が多いということで、我々としては、さらなる周知啓発に取り組んでいきたいと思っておりますし、当事者の方々の支援、また、関係する皆さんの様々なご意見を伺いながらやっていきたいと思っております。

本日の会議、どうぞよろしく願いいたします。

(石渡会長) ありがとうございます。

そうしましたら、次に、配付資料の確認、新委員の方への委嘱を事務局からお願いいたします。

(障害福祉課長) 皆様、おはようございます。障害福祉課長の酒井と申します。本年もどうぞよろしく願いいたします。

なお、本日、会議録を作成するために録音をさせていただいておりますので、よろしく願います。

それでは、以降、事務連絡を着座でご説明を申し上げたいと思っております。

最初に、委員の追加がありましたので、こちらにつきましては、改めまして、資料番号2番をご覧くださいませでしょうか。

今回、こちらの大田区障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿で、一番下の欄のところになりますけれども、区内在住の障がい者の方ということで、今回、特定非営利活動法人大身連から、宮澤勇様、社会福祉法人東京都知的障害者育成会本人部会ゆうあい会から、恵美博宣様、続きまして、社会福祉法人プシケおおたクッキングワーク街の駅から、吉田

哲史様が追加となつてございます。よろしくお願ひいたします。

新しい委員の皆様には、机に、区長からの委嘱状を置いてございます。本来であれば、松原区長からお渡しすべきところでございますが、お配りしたというところで、委嘱というご理解をいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様には次第にもありますけれども、後ほど自己紹介の時間もとらせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、本日の会議でございますが、委員の中の渡部委員、和田委員につきましては、欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、本日お配りしている資料の確認をさせていただきたいと思ひます。次第の裏に配付資料一覧を記載させていただいております。資料につきましては、資料番号で1番から7番まで、そして、参考資料といたしまして、1番から3番まで配付をさせていただいております。資料の不足などが無いか、確認をしていただければと思ひます。不足等ありましたら、お申しつけいただければ、ご準備をさせていただきます。

本日、ケーブルテレビのJ：COMさんが取材にお越しになられております。明日の夜6時から放映をされると伺っております。それで、今回の放映の中でちょっと自分のお姿が出るのを遠慮したいという方がいらっしゃいましたら、後でお申し出いただければ、こちらからJ：COMさんのほうにお伝えをしたいと思います。

あと、今回の撮影に当たりまして、あちらのビデオクルーの方が、会場、皆様の後ろを少し動いてまいりますけれども、ご了承いただければというところでございます。

長くなりましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。

(石渡会長) 石渡です。ありがとうございました。

それでは、次第に従ひまして、次は委員の自己紹介ということになっています。では改めて、会長をやらさせていただきます石渡和実と申します。横浜にある大学で、障がい者福祉などを教えるというようなことをやりながら、でも、障がいがある方と一緒にいろんなことをやらさせていただいて、すごく学ぶことが多くて、この場もとても貴重な機会と思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

ここに今日の座席表があるんですけれども、この座席表の順番で、副会長を務めていただいている曾我委員からこんな感じで回っていただいて、事務局を飛ばして、最後に事務局という感じでお願ひできたらと思ひます。

では、次に、副会長の曾我委員、お願ひいたします。

(曾我委員) おはようございます。僭越ながら副会長を拝命しております、弁護士の曾我と申します。私、これまで国や弁護士会がつくった公的な色彩の強い事務所まで活動してきました。その関係で、障がい者の方からのご依頼を受けて、多くの事件を扱ってきたということで、今回委員を拝命した次第です。

本当に案件の種類は成年後見から始まって、お金の問題だったり、家庭内の問題だったり、たくさんの事件に携わってまいりました。その経験は少しでも何かお役に立てることができればと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(菅沼委員) おはようございます。障がい者総合サポートセンターで事業のほうを受託しております東京都知的障害者育成会統括管理者をしております、菅沼と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

第2回目の開催ということで、現場のところから気づいたこと等を発言できればと  
思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(島田委員) おはようございます。社会福祉法人大田幸陽会の島田と言います。今、池上福祉  
園の施設長をさせていただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

(森部委員) 大田区社会福祉協議会で事務局長をしております、森部と申します。よろし  
くお願いいたします。

(与儀委員) 大森医師会、隣にありますけれども、大森医師会の与儀と申します。医療的ケ  
アについて、障がい者のためにもと思って参加させていただいております。よろしくお願  
いします。

(林田委員) おはようございます。蒲田歯科医師会の林田賢一と申します。歯科的なご意見と  
かがありましたらお聞きしたいと思って、参加させていただいております。

(谷村委員) おはようございます。都立田園調布特別支援学校PTAからまいりました谷村と  
申します。本校は、大田区、世田谷区、目黒区に在住の小中学部を卒業した生徒たち  
140名ちよつとが通う高等部単独校になります。こちらで学んだことを保護者や本人に  
伝えて、差別解消について一緒に考えていきたいと思っております。

(門倉委員) おはようございます。大田区の民生児童委員協議会の門倉友子と申します。よ  
ろしくお願いいたします。

(西澤委員) おはようございます。ハローワーク大森専門援助第二部門、障がい者の職業  
紹介担当部門の統括を務めております西澤と申します。4月に控えています障がい者  
雇用率のアップに対応するために、現在、企業への指導や、それから職業紹介に努めて  
おり、就職に関しても堅調に進んでおるところですけれども、たくさん障がいのある  
方が就職するに当たって、差別、それから合理的配慮の問題は、ハローワークにとつ  
ても大きな課題となっております。一緒に考えていくことができたらと思っております。

(砂岡委員) 公募区民の砂岡と申します。個人でボランティア活動を30年近くやっておしま  
して、そういう視点から少しはお役に立てればと思っております、応募して今、委員をやっていま  
す。よろしくお願いいたします。

(高橋委員) 高橋克己と申します。大田区に住み、そして働く公募区民として参加させてい  
ただいております。よろしくお願いいたします。

(石渡会長) そしたら、じゃあ、白井さん、お願いいたします。

(白井委員) 白井と申します。大田区自立支援協議会の会長を務めさせていただいておりま  
す。ふだんは埼玉県にあります大学で地域福祉を教えております。自立支援協議会とこち  
らの会議ということで、うまくパイプ役となりまして、いろいろな方々と協力してい  
きたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(荒木委員) おはようございます。大田区肢体不自由児(者)父母の会の荒木と申します。昨年、  
会長がかわりまして、まだ会長自体は新米なのですが、会は今年60周年を迎えます大きな  
会になっております。引き続き頑張っていきたいと思っております。

そして、大田区の相談員をさせていただいております。障がい者差別ということに  
関して、私もいろいろと勉強させていただきながら、何かお役に立てればというふう  
に思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(宮田委員) 大田区重症心身障害児(者)を守る会の宮田と申します。私どもの会は、知的

にも、身体にも重い障がいをお互に持つ方たちの親の会でございます。「最も弱い者を一人も漏れなく守る」を基本理念に活動を続けております。私どもの会も2年前に創立50周年を迎えました。今後も重い障がいを持つ子供たちのために、大田区の中で活動させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(道音委員) おはようございます。NPO法人大身連の理事長を務めております道音征夫と申します。大身連は、大田区の肢体障害者福祉協会、それから、視力障害者福祉協会、それから聴覚障害者協会と、この三つの協会の連合会でございます。あと、私個人的には、障がいのための機器の開発という業務をここ20年やっております。今現在の音声誘導装置、この玄関についていますけども、この中身の深層部の設計をやりまして、今、広くそういう障がい者用具の機器類のアドバイザーをやっております。よろしく願いいたします。

(宮澤委員) おはようございます。同じくNPO法人大身連の宮澤と申します。役職は副理事長をやっておりますが、もう一つ、実は東京都の身体障害者団体連合会という会がございます。東京都の差別解消条例制定のための、去年3月から検討部会が始まって、ほぼ終わりました。パブリックコメントが今月18日までだと思いますけど、そこをもって、今年の10月に条例を施行するような予定でおります。その委員をしていただきましたので、少しその辺を参考にしながら検討したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(川崎委員) おはようございます。大田区精神障害者家族連絡会の川崎と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(吉田委員) 統合失調症を持つ当事者の吉田哲史と申します。現在、都立六郷工科高校の定時制の生徒をしております。それに、今、グループホームに住んでおり、クッキングワークで働かせていただいております。

(佐々木委員) おはようございます。大田区手をつなぐ育成会の佐々木と申します。今回より障がい当事者も委員として参加できることになりまして、大田区の前向きな取組に大変感謝しているところです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(恵美委員) 恵美博宣です。株式会社日立ゆうあんどあいで働いております。よろしくお願い申し上げます。

(福祉部長) 改めまして、福祉部長の中原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(障がい者総合サポートセンター所長) この建物、障がい者総合サポートセンターの所長をしております。青木でございます。よろしくお願い申し上げます。

(障がい者総合サポートセンター次長) 同じく次長です。関です。よろしくお願い申し上げます。

(障害福祉課長) 改めまして、障害福祉課長の酒井と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(障害福祉サービス推進担当課長) 障害福祉サービス推進担当課長の澤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(学務課長) おはようございます。教育委員会学務課長、杉山でございます。よろしくお願い申し上げます。

(石渡会長) それでは、たくさん委員の方がいらっしゃいますが、改めて新しく宮澤委員、それから吉田委員、恵美委員が入っていただきましたので心強く思っております。よろし

くお願いします。

では、自己紹介はここまでで、議題に入らせていただきたいと思います。

## 2 議題

(石渡会長) では、この協議会を何のためにやるか、どんなふうに進めていくかという当たりについて、事務局からご説明をいただきます。お願いいたします。

(事務局) それでは、事務局からご説明申し上げます。皆様、資料の4をご覧になっていただけますでしょうか。表と裏に書いてございます。こちらで少し新しい委員の方も加わりましたので、会長からもお話がありましたように、この協議会で行うことや会議の進め方などについて、改めて確認をさせていただければと思います。

まず、こちらの協議会ですけれども、設置している目的は、障がい者差別解消法第1条に書いてございます、障がいがあってもなくても、差別されることなく、お互いに一人一人を認め合いながら、一緒に暮らしていくことのできる社会を目指すために大田区で協議する場でございます。この会議につきましては、今日ここにいらっしゃる方々が委員となります。

こちらでやる会議の中身でございますけれども、主に次のことについて話し合いをしていく場となっております。一つ目が、障がい者差別を解消するための取組、うまく地域で取り組んでいくために、いろんな方々とつながっていくことを、どうやって進めていくかということです。

二つ目が、区のほうにも、障がい者差別、こういった差別を受けたというようなご相談を今までも受けてございますので、そういった相談の内容について、皆様と研究、学びながら、どうやったらよりいい取組ができるのかということを行っております。

三つ目が、冒頭、福祉部長の中原からもございましたように、この法律ができてから約2年経とうとしておりますけれども、まだまだ約7割の方が知らないということでございますので、これをどうやって皆様に広く理解していただくために、何をやったらいいかということを検討することを主な役割としてございます。

大田区には、障がい者施策推進会議と障がい者差別解消支援地域協議会というものがございます。こちらの大多数の方々が両方の会議に入っておりますので、施策推進会議のほうは主に障がい者に関する計画の検討や実施状況を評価していただく場でございます。そことも連携し、一緒になって、どういう取組をしたら差別がもう少し減っていくかなというようなことをイメージという形で図に示しているところでございます。

裏に進んでいただければと思います。この会議の進め方の部分で、三つお示しをしております。一つ目は、会議の開催の部分でございますけれども、一応、今のところ年に2回ほど、平日の日中の1時間から1時間半程度で行う予定でございます。

会場につきましては、こちらのサポートセンターの5階の多目的室でございます。

こちらの委員の皆様には、会議の1か月前を一つの目標に、お手紙で開催案内の文書をそれぞれお送りさせていただきます。そして、会議の資料を1週間前を目標に、委員の皆様におく、郵送させていただきます。予定でございます。

また、希望する委員の方には、当日の会議の内容について、事前に事務局のほうから

ご説明をさせていただきます。

こちらの会議は、公開、一般の区民の方も参加できる形にしておりますので、こちらの委員の方や区の出席者以外でもお話を聞くことができます。ですけれども、お話を聞く方は、こちらの会議の中身の発言をすることはできませんので、よろしく願いいたします。

また、手話通訳の方や要約筆記等の配置も必要に応じて行います。

会議の進行につきまして、司会は石渡会長が進めます。会長がお休みの場合は、副会長の方、曾我委員が議事を進めます。

会議は基本的に次第に沿って進めてまいります。議題のところでは、最初に配付した資料などを使って、事務局が簡単に説明を行います。その後、委員の方から意見や質問をいただく形でございます。

そして、委員の皆様には、発言をしたいときには手を挙げていただければと思います。司会のほうから発言のご指名があります。司会の方に名前を呼ばれましたら、マイクを渡しさせていただきますので、お話をいただければと思います。また、お話をされる際は、最初にご自分のお名前、例えば「障害福祉課の酒井です」というような形で、お名前を言っていただいてからお話をいただければと思います。また、私も早口なんですけれども、ゆっくりとわかりやすい言葉で話すように取り組んでいければと思っております。

そして、お話の中で、ちょっとわからないところとかがございましたら、手を挙げていただくなりしていただければ、こちらの区の職員のほうも皆様のご支援をしますので、よろしく願いいたします。

そして、今、小林係長が持っていますけれども、話の内容がわからない、ちょっと難しいなどというふうなときに、手を挙げていただくのもいいですし、こういった〇、×でその場面で挙げていただいても結構でございます。

そして、会議ですね、一応1時間を目標にしております。ですので、今日ですと10時半から始まりまして、11時半までが一応一つの目標時間ですけれども、これを超える場合は、途中で10分ほど休憩を入れる予定でございます。

最後の説明になりますけれども、配付資料は基本的にルビを振った形で準備を、これからさせていただきます。配付資料は、できるだけわかりやすい言葉や図などを使って準備をしたいと思っておりますけれども、逆に皆さんのほうからこうやったほうがいいのかというふうなご意見がありましたら、ぜひいただければ参考にして、我々も研究をしたいと思っております。

配付資料の右上に、会議の名前や日付、資料番号等も入れておりますので、こちらで確認をいただければと思います。

また、最後の説明でございます。会議資料と議事録は、会議終了後、大田区のホームページに載ります。また、本庁舎1階の障害福祉課と四つの地域福祉課、またこのサポートセンターでは、一式紙でご用意をさせていただきますので、そちらのほうでも見ることができます。

長くなりましたけれども、資料4の説明は以上でございます。

(石渡会長) 会長の石渡です。ご説明ありがとうございました。

今、この会議、何のためにやるか、どんなふうに進めるか、説明をしていただきました

が、ご質問とか、ご意見がおありの委員の方、お願いをしたいと思ひます。

佐々木委員、お願いをいたします。

(佐々木委員) 育成会の佐々木です。

資料4については、字を大きくしていただいて、すごく読みやすくよかったかなと思っております。先ほども課長のほうにも、もう少し平易な言葉でということで、このように直して、これはこれでいいと思うんですけども、例えば、知的障がいの方には、もう少しわかりやすい言葉を使うのをつくっていただきたいということで、具体的な例としてちょっとお渡ししておりますが、次第の裏なんですけれども、どうしても資料なので、漢字が多くなってしまうとは思いますが、例えば、これだけスペースがあるのであれば、もうちょっと行間をあけていただくとかすると、もう少し誰にでも読みやすいかなと感じましたので、紙があまりたくさんになってしまうのは、ちょっといかがなものかなということも思ひますけども、こういったスペースが余分にある場合は、そのあたりを工夫していただけるといいかなと。あともう一つ、上に丁寧に大田区障がい者差別解消支援地域協議会、平成30年1月17日、資料4とかけて書いてあるのですが、これもとても文字が多いので、ご本人に渡すのは、例えば資料4だけでもいいのかなとか、そのあたりをなるべく漢字とかがごちゃごちゃしないような感じにさせていただくと、大変ありがたいかなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(石渡会長) 石渡です。

佐々木委員、大事なお意見をありがとうございました。

ほかに何か、川崎委員、お願ひいたします。

(川崎委員) 家族会の川崎です。

議事録を作成されるということなんですけど、これも全部ルビをつけるんですか。難しいところですね。

(障害福祉課長) 一応、技術的にはできるということなので、ちょっと頑張ってみます。

(石渡会長) 石渡です。

議事録にもルビをつけてくださるといことなのですが、ルビがあると結構読みにくかったりもするので、いろいろ皆さん試していただいたものを、実際、お感じになったところで、いい方向に変えていけるかと思ひますので、またご意見をいただけたらと思ひます。ありがとうございました。

ほかに何かお気づきの委員の方、いらっしゃいますか。

それでは、その次に、今日は、これまでに大田区に差別についての相談、どんなものがあつたかというのを用意していただいているのが資料の5ですね。これについて、事務局から説明をしていただきます。お願ひいたします。

(障害福祉課長) それでは、資料の5をざらんにしてください。こちらは、昨年の4月から9月まで、区で受け付けをしました相談の事例でございます。区の部署、それぞれの部署で受け付けした相談につきましては、資料5と6にまとめてございます。全部で件数としましては21件でございます。

資料5では、相談一つひとつについて、いつ受け付けしたか、相談された方は誰でしょうか、また相談した内容の要旨、ポイントの部分ですね、あと、それについてどのように対応したかということをお載せております。



資料の6は、こういった相談の方法、直接区役所に行きましたとか、電話ですとか、あとメールですとかというような相談の方法、また、ご相談をした方がどなたになるのか、いわゆるご本人であったり、ご家族であったりというところ、また相談された方がお持ちの障がい状況、そして、裏面には、相談を受け付けした場所、区のどこで受け付けしたかということ、また、この相談の中でご本人様のほうから、自分はこういったことで差別を受けたということを数字で表しているところがございます。

相談の内容につきましては21件ございます。本日はお時間も限られておりますので、全ての事例をご紹介できませんけれども、一応、私どものほうで、ちょっとこれをというところで考えてございます。資料5の中の受付番号で12番をご覧になっていただけますでしょうか。

この事例を取り上げたいきさつとしましては、施策推進プランの中でも障がいをお持ちの方のお住まいというところで、かなりご意見をいただいてもございましたので、その部分でこういったご相談があったということをご紹介させていただきます。

こちらのほうは、8月に受け付けをしまして、電話での受け付けでした。相談者の方はその他というところでもございまして、障がいをお持ちの状況は、知的障がいのある方でもございました。どの場面かというところは、不動産屋さんということでもございまして、アパートに入ろうとしまして、最初は「いいですよ」というふうに言われたそうなのですが、話をちょっと進めていく中で、契約書を取り交わそうとしましたら、障がいのあるという理由で、入居は難しいですと、お断りをされたということでもございました。

こういったご相談を受けましたので、仲介をした不動産業者さんにまず状況の確認をしました。それで、障害福祉課だけでは対応が難しいところもございましたので、区内で特に住宅を取り扱っているような部署と一緒に情報をお互い共有しながら、区内不動産業者さんへの周知ということを実施させていただきました。

実施の方法といたしましては、区のほうで昨年度つくりましたパンフレットがございません。こちらのパンフレットを関係団体さんに350部配布させていただきましたので、よく中身を読んで理解し、対応していただきたいというふうなことを依頼したところでございます。

相談をされた方につきましては、同じ不動産業者さんから別の物件をご紹介していただきましたので、無事入居については進んだということも聞いてございます。こういったことで、この事例を一つご紹介させていただきました。

事務局からは以上でございます。

(石渡会長) 会長の石渡です。ご説明ありがとうございます。

東京で一番最初に条例をつかった八王子市なども差別については、アパートの入居に関する相談がすごく多いというような話をよくお聞きしますので、これはとても大事なご相談かなと改めて思いました。

今、どんな相談があったかというのを説明していただいたのですが、委員の皆様、何か気になった相談とかご質問とかありましたら、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

(砂岡委員) 公募区民の砂岡です。

ちょっとこの中で、8番と13番というのが両方ともハローワークの説明会、ここで手話の方がいらっしやらないという、二つとも同じ。説明会は別の、就職と、それから雇用保険

の説明会ですね。8番のほうを見ると、備考で、ハローワークでは手話通訳のできる職員が対応するとなっています。これは説明会には手話はいないけども、ハローワークに来たらいるということなんですか。私はこういう説明会とかには、手話通訳者は配置したほうが良いというふうに考えているんです。いかがでしょうか。

(石渡会長) 石渡です。

砂岡委員、大事なご指摘ありがとうございました。この件については、お隣にハローワークの西澤委員がいらっしゃるので、ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

(西澤委員) 8番と、それからもう一つ、13番の二つの件ですね。

8番は、障がい者部門以外の部門で行いましたパートタイマーの面接会に、聴覚障がいがある方がエントリーしたいという要望があって、そのままエントリーしていただいていたんですけども、その方が区の手話通訳さんをお願いしたところ、運の悪いことに、その日は障がい者の就職面接会と同じ日に重なっていて、区内の手話通訳者が50人ほど東京都の障がい者面接会のほうに動員されてしまっていて、区役所でなかなか手話通訳を配置することができないというご相談をいただきまして、庁舎内に手話通訳ができる職員がおりまして、そちらは障がい者窓口ではなくて、一般窓口の職員だったので、そちらの職員をパートタイマー面接会のほうに配置しまして、その通訳が必要な方の対応をさせていただきました。緊急事態だったので、かなりばたばたしましたけれども、実際には区役所のほうでも手話通訳の方を融通してくださって、通訳の方がついてくださったということでした。面接会の日程調整は、会場の都合が最近厳しくて、あちこちが重なってしまって難しい点もあるんですが、個別の相談には十分に対応したいと思っております。

それから、ハローワーク主催の雇用保険説明会については、まず説明会の大半はビデオ、言い方が古いですが、今はDVDを観ていただいて、それで、雇用保険の手続きの基本的なところは全部説明をします。そのDVDやビデオは、昔から手話通訳が必ずついていて、見えるようになってきているんです。それにプラスアルファで、各ハローワークで、そこに追加して説明をしたいようなこと、ちょっとわかりづらいけれども、このところではこういうようになっていきますよというようなことをご説明差し上げるんですが、こちらに手話通訳はついていないんです。

この部分に関しては、説明会の会場で十分に理解ができない方は、聴覚障がいに限らず結構いらっしゃいますので、雇用保険の手続きについては、障がい者専門の窓口のところで、手続きの細かい部分の説明を個別に行っております。説明会以降も、失業給付金の受給に当たっては、4週間に一度くらいずつハローワークに必ずお越しいただきますので、その際に、ハローワークの専門援助部門に寄っていただいて、記載の仕方がわからないという点はないか、就職の活動状況がきちんと進んでいるかというようなことも含めて相談をしております。

(石渡会長) 会長の石渡です。西澤委員、ご説明ありがとうございました。

ということで、実際のところはいろいろ工夫をして、手話通訳の方のご説明ができるような体制をとっているということですので、ただ、やっぱり手話通訳が必要なところに全て配置できるわけではないというのは、聴覚障がいの方によくお聞きするところなので、やっぱりこういう通訳者の養成などをもっとやっていくことは必要かなと思います。そう

いう現実があるということを、こういう機会にしっかりと区民がきちんと理解をすることが大事かなど、今、改めて思いました。ありがとうございました。  
(障がい者総合サポートセンター次長) 手話通訳者さんの養成の強化というところで、今、お話がありましたので、今の太田区の現状を説明させていただきます。

手話ができるというレベルではなくて、本当にきちんとした情報保障ができる通訳さんをお育てするというところで、今年から私どものほうで、手話通訳の講習会ということで、今までは二十何回だったんですけれども、四十数回ということで倍増しまして、学んでいただく機会をまず増やしています。今現在、40名ほどご登録いただいているんですけれども、稼働してもらっているのは20名程度なんですね。約半分というところですので、手話通訳者さんを増やすということと、稼働していただける方を増やすということと取り組んでいる最中です。

数週間後ですけれども、私どものほうで通訳さんの試験をやります。そちらのほうにも今、多数応募いただいておりますので、今年結果がどう出るかなというところなんです。毎年1名受かるか受からないかというところなので、受講回数を増やして、今年2名になってくれればいいなというのが、こちらとしての期待です。

(石渡会長) 石渡です。ご説明ありがとうございました。

私の聞いたところだと、手話通訳者の合格率というのは3%にもいかない、非常に難関だということなので、ぜひ太田区で合格していただけるといいなとは思いました。ありがとうございます。

どうぞ、宮澤委員。

(宮澤委員) 大身連の宮澤と申します。

この地域支援協議会が始まりましたので、会員の車椅子の方に聞いてきました。何が困っているのということでありましたけれど、ここにある16番、17番ですね、恐らくこの方たちは車椅子の方だと思いますが、公園のトイレが5時で閉まってしまう。私もよくわかっているんですけど、要するに、車椅子用トイレを占領してしまって、壊したりするような人たちがいるので、やっぱり5時で閉めてしまうと。一旦閉めてしまうとそこが使えなくなってしまう。5時以降でもどうしても使用したいという人がいるんですね。当然、生理的なものですから、そういう方には使えない。これは今後のまちづくりの関係も入っていると、問題だと思います。

タクシーの乗車拒否というのが当たり前と今なってしまうと、もう車椅子の人が手を挙げると全く止まらずに、さあっと行ってしまいうらしいんですね。特に、介護ヘルパーさんがいればとまるタクシーもあるそうなんですけれど、一人の方が手を挙げても止まらない。

これは差別にしかならないんですが、今、UDタクシーというのが増えてはいるんですが、東京都は2020年までに1万台を流すと、UDタクシーを流すと言っていますが、流すといっても、ずっと遠くから、UDタクシーをどこに、どういうタクシーなのということを一統されなければ、手を挙げてもほかのタクシーが止まってしまうというので、なかなか非常に難しい問題だと思います。これは、差別解消法の支援協議会でも多分話題になると思いますが、車椅子の人がタクシーを利用する、バスを利用する、バスもなかなか止まらないで、次のバスを待つという方もいらっしゃるそうです。移動についての差別解消

については、これからも非常に問題があると思いますので、ぜひ公園は区の管轄かもしれない  
ませんが、今日も僕が思うには、差別解消協議会ですね、ちょうどJRの関係とか移動の  
関係の方が、バス会社とか、そういう方がこの協議会に入ってくればいいかなと思ってい  
たんですけども、実際に来るといえないですね。当事者と当事者関係の団体だけで決めてい  
くんですが、当事者があまり突っ込んだ話、合理的配慮を好みません。それは、このと  
ころはできませんよという事業者は多いです。特に民間の事業者ですね。そこを、じゃあ、  
支援協議会はどうやって、差別解消法のソフトランディングをするためには、どうやって  
持っていけるのかということがすごく心配なんです。これは皆様、委員の方がどのように  
思っていられるかもちょっとお聞きしたいなと。これからですね、今日はいいんです  
けど、これからのについては、そんなことを考えておりますので、よろしくお願ひします。

(石渡会長) 石渡です。宮澤委員、大事なご指摘をありがとうございました。

タクシー等交通機関については、宮澤委員がおっしゃったように、自治体によっては  
協議会にそういう事業者の方が入っているところもあるのですけれども、大田区、今いら  
っしゃいませんので、さっきのアパートの入居を断られたときのように、こういう相談が  
あったら、多分、行政のほうから業界にきちんと言物を申していただけるんだらうと思う  
んですけれども、そのあたりも含めて、今、行政の動き方について、トイレとあわせて  
ご説明をいただけますでしょうか。

(障害福祉課長) それでは、まず16番につきましては、今の現状から申し上げますと、かな  
り破損が続いたということもあって、現状では防犯上の理由でこの取り扱いのままとい  
うところで、今も推移しているところがございます。この部分につきましても、改善の余地  
があるのかどうか含め、所管している部局のほうともう一度話をしてみたいと思ひます。

タクシーのところにつきましても、基本的に各事業ごとに所管している所管庁がありま  
して、そこにも、差別解消のガイドラインというのが流されておまして、それに基づく  
対応が当然されているべきだとは思ひつています。今、この備考に書いてございますよう  
に、相談をされた方が東京タクシーセンターや国土交通省のほうにも別途相談をされて  
いるということでございますので、相談されて、その後、状況がどう変わったかという  
ことについては、また確認をしていきたいというところでございます。

また、宮澤委員もご参加されております東京都の差別解消条例の中で、今度いわゆる  
事業者のほうにも、合理的な配慮という部分につきましては責務というところで、いわゆ  
る国の法律よりも一歩踏み込んだ形での条例制定ということで、いろいろ動きが出てま  
いますので、この進め方の中で、都のほうも区市町村とも連携しながらというふうなこ  
とで表現はされておりますので、今後、特に事業者指導の部分につきましても、区市町村も  
どうかかわりが出てくるかと。逆に私どもも、またこれから東京都さんの動きも見て  
いながら、いろいろ学びを深めていく必要があるかなと考えているところでございます。

(石渡会長) 石渡です。ありがとうございました。

ということで、行政としてもいろいろ動いてくださっているということですが、やっぱ  
り差別解消の一番の課題は、区民、一般市民の方たちがどんなふうに関別について理解を  
していただいて動いてくれるかなので、ちょっと長い時間がかかるかなと思ひますけれど  
も、でも、こんなふうに関別と声を上げることが大事かなと、今、宮澤委員のお話を  
聞いて思ひました。

相談関連でほかにこのことをという委員の方。では、高橋委員、お願いいたします。  
(高橋委員) 公募区民の高橋です。

ここにいられている相談内容は、いずれも国民の基本的な人権が阻害されているというふうな内容ですので、いずれも大変重要な問題だと思いますけれども、私を感じましたのは、参政権にかかわる内容として、受付番号が9番、それから18番についてのご相談があります。

これらの相談対応については、民間に条例で何か拘束したり、指導したり、要請をしたりする必要がなくて、行政単独で対応が可能だという内容だと思いますので、いろいろ作成する必要があるものについては、日程的に大変だとかという点はもちろんあると思いますけれども、参政権がいろんな形で十分に果たされないという状況は問題であると考えますので、さらなるご検討をお願いしたいというところです。

(石渡会長) ありがとうございます。

今、高橋委員がおっしゃってくださいましたが、どれも基本的な人権にかかわることだし、特に参政権というのは、市民の権利を実際に発揮するということで、とても大事なことです。ぜひ行政の的確な対応をということですが、特に何か選挙絡みではございますか。

今、道音委員も手を挙げてくださいましたので、お願いをいたします。

(道音委員) 大身連の道音です。

ここにあります選挙公報の時期が遅いというのがありますけれども、音声で提供されているというのは、どこの区も市もやり始めたところですか。遅いという指摘があったんですが、これに関してなんですけれども、私どもの会員が、例えば、こういう会議の招集案内というのが、非常に遅いというのが各会員からの話でありまして、とにかく会議をやるときに、どうしてもガイドヘルパーさんをお願いする、手話通訳さんをお願いするということになると、事前の計画が大体2か月は必要だというのが実態でございます。2か月前に通知をいただくという形がありがたいんですけども、そういう問題と、それから、それを視力のほうは音声化して情報提供しなければいけない部分があるということと、聴覚障がいには、ファックスということで今まで進めておりますが、ほとんどiPadを使うとか、スマホを使う形になってきましたので、これはメールで行く、連絡をするという形をとっていかないと情報提供ができないということで、大身連の会としては、一人ひとりに通知書を出す、情報を出すというのは、まずは音声で出すのと、文字で出すのと両方を考える。

それからパソコン、それからiPad、スマホ、携帯電話、ガラケーの携帯電話、それから、ホーム電話などですけれども、それをうまくつなげなければいけないということで、今、やっと全部つなげられるようになったので、2か月前にいただければ、全部情報は全員に渡すことができるようになってきたと。それとあともう一つは、区のこういう例えばこの情報ですね。これは大体がホームページにアップされていると思うんですけども、そこからiPadに引張ってくると、ものすごくきれいな資料にできます。これをまた会員に転送するということができる。ホームページを見てくださと言われても、なかなか見れる人がいないものですから、それは会を代表して、それを入手して、各々の会員に送るという形をとっていかないと、やっぱりホームページに載せるだけでは、なかなか

周知できないということもあるので、その役割を我々のほうでやっていきたい、そう考えています。

(石渡会長) 石渡です。道音委員、具体的な提案も含めてありがとうございます。

情報の提供については、本当にIT機器が進化しているいろいろ変わってきていますので、今、ご紹介いただいたようなやり方を、行政も団体と連携してやっていただければというふうに思います。

それから、会議の日程は、大田区はもう一年くらい前に今日も発表があるかと思いますが、けれども、決めていただいているので、割と2か月前というところは大丈夫かと思いますが、どうぞ今後もよろしく願いいたします。

(道音委員) 情報の提供は、福祉部関係は非常に前もってなんです。

(石渡会長) なるほど。

(道音委員) ほかはちょっと、2週間くらい前。

(石渡会長) ちょっと行政の縦割りが。

(道音委員) 全て同じにしてほしい。

(石渡会長) 当然ですね。というようなご意見も、やっぱり受け取っている立場でない、なかなか私どもではわからないというようなことがありますので、ぜひそういう声をどうぞあげていただければと思います。ありがとうございます。

会議開始から1時間たっているのですけれども、ちょっと休憩をとったほうがいいでしょうか。それともあと割と短時間で終わらそうでしょうか。

(事務局) 皆さん、先ほど会議の進め方では1時間で10分ほど休憩ということをお願いして申し上げたんですけども、多分予定ですと、どれだけやっても、あと30分くらいかなとは思いますが、休憩どうしてもという方いらっしゃいますでしょうか。

(石渡会長) とったほうがいいですね。

では、10分あった方がいいですか。10分休んだほうがいいですか。それでは、あの時計で45分から始めるということで、ちょっとリフレッシュをしてください。お疲れさまでした。

(休憩)

(石渡会長) それでは、予定の時間になって、まだ十分休憩ではないかと思うのですが。

それで、今日、委員として初めて参加くださった恵美さん、吉田さん、ちょっと緊張されていていらっしゃるの、発言をする内容について、事前に資料をつくってくださっています。それで、時間が残り少なくなってしまうので、用意していただいたことを全部お話し切れないかもしれないので、今、事務局でコピーをして配っていただいています。

そして、ちょっとこのことだけは言っておきたいというようなところなど、どうぞ遠慮なさらずに、まず恵美さんにご発言いただいて、その後、吉田さん、川崎委員とご一緒に少し発言をしていただけるということですので、まず、じゃあ、恵美さんからご発言をいただいでよろしいでしょうか。

(恵美委員) 株式会社日立ゆうあんどあいで働いています、恵美博宣です。

会社に就職して「たまりば」に行くようになった。緊張してしゃべれなかったが、ずっと昔、港区にいたときの知り合いが職員として久しぶりの再会でなじむことができた。今の会社は家から近く、給料も少しずつ上がっていき、楽しく働いている。

アパートの契約を断られたことについて、今は両親がいるのでいいが、自分で一人で

同じことをされたら悲しい、困ってしまう。だから一緒に手続きしてくれる人が欲しい。  
この会議に会社の人に来てくれるといいと思います。

(石渡会長) 石渡です。恵美委員、どうもありがとうございました。

今、会社でお仕事をしている様子ですとか、やはり恵美委員もアパートを断られたら困る  
というようなこととお話いただきました。何か補足いただくようなこと、お隣にいらっ  
しやる佐々木委員とかございますか。では、小林係長。

(障がい者総合サポートセンター就労支援調整係長) サポートセンター小林と申します。

この会議に参加するに当たって、恵美さんにお話をし、なかなか緊張するということ  
もありますので、メモという形をとらせていただきました。

自己紹介の下に書いてあるとおり、就労がもう30年を超しているということですので、  
30年前の障がいの方の就労というのは、想像するにかなり苦労されたところ、  
やはり本人がおっしゃっていたところです。こういった差別解消というところにたどり  
着くまでのご本人たちのご苦労、ご家族たちのご苦労というところが、やっぱりご本人も  
訴えていたところかなというところになっております。

本当に恵美さんの場合は、会社にかわいがられて、そういう面でも本当にいい出会いが  
あったかなと思ってはいますし、本人もその辺はとても感謝をしているというようなと  
ころでしたけども、やはり働くという環境の厳しさ、支援者がつくまでの経過というもの  
ご苦労というところは、なかなか大変だったというお話をされています。

後輩もどんどん続いていくということですので、やっぱり会社のほうでもそういったと  
ころで、いろんな配慮があると助かるというようなご意見もいただいております。

(石渡会長) 小林係長、ありがとうございました。

ということで、まだまだ恵美さん、お話をいただくこと、たくさんあるかなと思うんです  
が、つくってくださった資料から私たちもしっかり勉強しようと思っておりますので、ありが  
とございました。

それでは、吉田委員もとても丁寧な資料を用意をしてくださって、ぜひご発言、このこ  
とというのを川崎委員と一緒にご発言をお願いしたいと思っておりますのでお願いします。

(川崎委員) 資料がこのように皆さんにコピーされるとは思ってもいないので、いろんなこ  
とを書いてあって、ちょっと恥ずかしいんですけど。

実は、吉田さんといろいろと話しまして、ずっと原稿を読み上げるのはつらいから、少し  
私が吉田さんに質問して、そして答えるという形で、この原稿はかなり省略して彼に  
言ってもらおうと思っておりますので、よろしくをお願いします。

では、吉田さん、自己紹介をちょっと簡単にしてください。

(吉田委員) 名前は吉田哲史です。現在35歳。都立六郷工科高校定時制夜間の生徒もしてい  
ます。そして、NPO法人かたつむりさんのグループホームに住んでおり、  
クッキングワーク街の駅でお弁当配達をしております。

(川崎委員) それと、病名が統合失調症ということなんですけれども、その病気の発症の  
ときとか、入院生活について簡単にちょっと話せるかな。

(吉田委員) 17歳のとき、境界性人格障がいとオランダで診断され、30歳になって統合  
失調症と日本で診断された。その当時、境界性人格障がいイコール性格のゆがみとされ  
ていた。その性格のゆがみを治すために、身体拘束と大量のデボ剤を点滴中に投薬され

ました。長期的な身体拘束のため筋力も落ち歩くこともままならなかった。

私は入院経験がありますが、入院時も差別的な扱いをされ、ある病院では、週2日の入浴時間がありました。しかし、集団入浴で便の浮かんだ浴槽の便をおけですく、「きれいになりました。入浴できますよ。入ってくださいよ。」と信じられないようなことを言われ、がく然としたことを今も鮮明に記憶しています。

(川崎委員) 皆さんもこの入院のことを驚かれますと思いますが、現状ほとんど変わっていません。本当に精神科の病院というのは、いろいろと改革されなくてはいけないことがいっぱいあると思いますけれども、身体拘束に至っては、非常に問題になっております。それで死亡者も出ているような状況で、ぜひともこれは精神科医療を変えていかなければいけないというのは、彼の言葉でわかると思います。

それでは、今、どういうことをしているのかな、グループホームにいるんだよね。

(吉田委員) はい。今、自分はNPO法人ライフサポートかたつむりの滞在型グループホームで生活しています。理由の一つは、家族と暮らすのが困難なためであり、逆に物理的に離れて暮らしているため、衝突も少なく、いい関係でいられ、いずれはひとり暮らしも考えていますが、以前、ひとり暮らしをしたときに発病したため、恐怖感がまだ残っています。

(川崎委員) グループホームでの生活が、やはりとても彼の不安を取ってくれているのかなと思っております。

そして、定時制高校に通っているんですね。オランダにいて、なかなか高校に行けなかったということで、今、通っておりますので、その学校生活をちょっと話してください。

(吉田委員) 今、自分は定時制高校に通っているんですけども、先生方へは自分が病気を持っているというのをお伝えしてあり、それで、その薬の副作用ですかね、トイレが結構頻繁で、頻尿になってしまっているの、授業中もトイレにいつでも行かせていただいている状態です。

学校側の合理的配慮で、テストの際、個人的に別部屋でテストを受けさせていただいています。それは僕にとってもものすごく大きな救いになっています。ほかの人たちに迷惑もかからないので、自分も気軽にお手洗いにいけます。そして、ふだん授業中にもお手洗いにいらせていただいています。

(川崎委員) 非常にこの学校の合理的配慮で、彼は今、普通に通っておりまして、成績もすごく優秀だということを聞いておりまして、あまり頑張り過ぎないように頑張ってもらいなと思っております。

ちょっと差別について、最後のところをちょっとあなたの感じたことを言ってください。

(吉田委員) 私自身の中で、障がい者に対する差別というのは、障がい者一人の人間としてではなく、「障がい者」としか見てくれないことが本当の差別かと思う。精神疾患を持っていることで本当にできないこともある。そのことで支援や助言などを受けるのはいいと思うが、本当にできることを障がい者だからといってできないだろうと決めつけられ、過度な援助をするなどもよくはないと思う。まず、障がいがあるがなかろうが、一人の人間として生まれてきたからには、生存権というものがある限り、平等でなければいけないと私は思います。



(川崎委員) 以上で、なかなかちょっと思うように至っては言えませんでしたけれども、精神障がい者の立場からお話いたしました。

(石渡会長) 石渡です。

吉田さん、恵美さん、本当に私たちにとっても、とつてもずしんと重いご意見をお二人言ってくださったし、その前の宮澤さんのご意見なども含めて、改めてやっぱり当事者のお立場で発言をしていただくというのが、差別解消の協議会ではとても大事だと思いました。無理してコピーもしてもらってしまったんですけど、委員の皆さん、これをご覧になって、きっといろいろと考えてくださると思います。またお二人、それから宮澤さんのご意見も含めて、何か返したいことがあったら、また別途事務局経由か何かでご意見をいただけるといいのかなと思いました。

それでは、予定時間をはるかにオーバーしてしまっているんですけど、あと、議題として、今、大田区でどんな取組をしているか、その他というあたりを、事務局から、かいつまんでご説明をいただけたらと思います。お願いをいたします。

(障害福祉課長) それでは、事務局からご説明申し上げます。

まず、区のほうでは、先ほど会長からもお話ございましたように、まだまだ法の趣旨が知られていないという部分が非常に大きな、まず当面の課題だというふうに認識をしているところでございます。

ですので、昨年度も約3万部ほど関係機関等にパンフレットも配布してございますけれども、今年度は、昨年度つくりましたこれをさらにわかりやすいリーフレットみたいな形にしまして、特に、次代を担う児童・生徒の方の学習教材にお使いいただけるようなものということで、教育委員会と連携しながら準備を進めているところでございます。

特に、人権教育が始まってまいります小学校3年生から6年生をターゲットにしまして、全校に配布をさせていただきまして、授業等で活用いただくということで準備を進めているところでございます。

次に、2点目でございますけれども、今週の金曜日、区の職員に対しまして差別解消法の研修を行います。今回の研修の中で、今日のような、いわゆるそれぞれの障がいのお立場からご発言いただく機会を得てございますので、そちらのほうで学びを深めていき、より適切な対応ができる職員を育成してまいりたいと考えております。

また、サポートセンターのほうでは、昨年、事業者、区民を対象としました差別解消法の研修等も進めておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。

(石渡会長) ありがとうございます。

今日、まだご発言をしそびれている委員の方もいらっしゃいますが、このことはぜひというような方がいらっしゃいましたら、ほかにもお願いをできればと思いますが。

(与儀委員) 先ほどの相談内容のことについてですけども、私が感じますのは、ちょっと件数が少ないかなと思うんですね。というのは、もっと相談したいと思っていることが多いのではないかなと思うんですね。相談窓口としては、障害福祉課と地域福祉課4か所と障がいサポートセンター、こちらですね、その6か所という形で出ていますけれども、これが6か所で足りるのかどうかということと、今の状況では足りているんだと思うんですけども、もう少しこういう相談窓口があるということをお願いしていただいて、もう少し相談の件数が増えるようにしていただくのがいいんじゃないかなと思いました。

(石渡会長) 石渡です。与儀委員、とても大事なご指摘をありがとうございます。

相談のあり方というのは、差別解消を考えると、とても重要なポイントになるという事で、いろんな自治体でも議論がされていますので、今の与儀委員のご意見をしっかりと受けとめて、また行政、それから委員の皆さんそれぞれにいろいろお考えいただいて、今後につなげられればと思います。どうもありがとうございました。

(障害福祉課長) それでは、最後に平成30年、来年度になりますけども、スケジュールのほうをお伝えさせていただきたいと思います。

来年は2回行う予定でございまして、第1回につきましては、半年ほどお時間をいただきますけども、8月9日、木曜日、時間につきましては、今日と同じ10時半開始でございます。会場は、サポートセンター5階、多目的室、こちらの会場を予定しております。

第2回目につきましては、さらに年をまたぎますが、平成31年になりますけども、1月17日、今日と同じ日にちになりますが、ちょうど1年後になりますけども、10時半からということで、同じくサポートセンター5階、多目的室を予定しているところでございます。お忙しい委員の皆さん大変恐縮でございますけども、もう既にこの時点で予定のほうにつきましては、ぜひ記載をしていただければというところでございます。

### 3 閉会

(石渡会長) 石渡です。

ということで、来年度については、2回予定が入っておりますので、ぜひお願いいたします。

そして、やはり2回の会議だけではなかなか進んでいかないとお思いますので、やっぱり日ごろの委員の皆さんやおおたくな関係の方たちの動きというのがとても大事になってくるとお思いますので、お気づきのことがあったら、どんどん事務局のほうに声を上げていって、またその声を会議のときに反映させていただければと思います。

相談についても、今、与儀委員がおっしゃってくださいましたが、やっぱり身近な人でないと言ひ出せないというのが差別なので、この相談窓口だけではやりきれないところを、どう日ごろの支援と連携するかが大事なななな思っています。

まだいろいろ聞きたいところですけども、予定の時間もオーバーしていますので、ここで終了にさせていただきたいと思います。

今日から参加していただいた恵美委員、吉田委員、宮澤委員、本当にどうもありがとうございました。今後ともよろしくお願ひします。

委員の皆さん、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。